

# 仕 様 書

## 1. 業務名

篠路出張所庁舎機械警備業務

## 2. 対象施設及び所在地

### (1) 対象施設

篠路出張所（警備対象面積：705.73 平方メートル）

### (2) 所在地

札幌市北区篠路 4 条 7 丁目 2 番 40 号

### (3) 竣工年月

昭和 50 年 2 月、令和 3 年 10 月

### (4) 施設内職員数

17 人

### (5) 1 日当たりの平均来庁人数

約 200 人

## 3. 履行期間

令和 4 年(2022 年)10 月 1 日から令和 9 年(2027 年)10 月 1 日午前 8 時 45 分まで

## 4. 業務の内容

(1) 篠路出張所庁舎内の一般電話回線システムによる機械警備

(2) 篠路出張所庁舎内の巡回による警備

(3) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者とが協議のうえ決定した事項

## 5. 警備時間

### (1) 機械警備

午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 45 分までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日については、午前 8 時 45 分から翌日午前 8 時 45 分までとする。なお、上記機械警備開始時刻に、委託者が対象施設を使用している場合は、当該使用終了時（最終退庁者による警報機器の設定時）からとする。

### (2) 巡回による警備

警報機器の設定時刻から午前 8 時 45 分までの間に 1 回の巡回を行う。

## 6. 警報機器の設置・修繕・撤去

(1) 受託者は、対象施設に自動警報機器を設置し、警備時間中、当該施設内における異常の有無を確認し得るに必要な機器を必要数用意の上、正常に動作できるよう設置すること。なお、自動警報機器の設置に当たっては、増築棟エリアと既存棟エリアを個別に設定できるように設置すること（各エリア分けは別添図面のとおりに）。また、設置図面を委託者に提出すること。

- (2) 警備対象施設及び基地局に設置する機器の間に使用する電話回線は、警備対象施設の既存の電話回線を使用すること。なお、電話回線使用料は、委託者の負担とする。
- (3) 受託者は、自動警報機器と基地局の受信装置との間の電話回線に、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (4) 設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、機器の設置・修繕又は撤去等に係る工事により委託者の物件に損害を与えた場合は、速やかに原状へ復すこと。

## 7. 機械警備中の対処

- (1) 受託者は、警備時間中、機器表示盤等により契約対象施設の異常の有無を中断なく監視し、施設内の安全を確保すること。
- (2) 受託者は、警備時間中、前記(1)による方法で対象施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行せしめ、施設の内部及び外部を点検し、異常の有無を確認すること。
- (3) 受託者は、前記(2)による方法で確認を終えた後、必要に応じて次の措置を行うこと。
  - (ア) 対象施設内の安全を確保するための措置
  - (イ) 委託者への報告
  - (ウ) 警察、消防署等への連絡
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず委託者に報告し、指示を受けること。また、前記(3)による方法で必要な措置を行った場合、速やかに報告書を委託者に提出すること。

## 8. 巡回警備中の対処

- (1) 受託者は、対象施設を巡回し、次の事項の確認・点検を行うこと。
  - (ア) 非常口灯、外灯等の点灯
  - (イ) 不使用灯の消灯
  - (ウ) 防火扉、消防設備（外観点検）
  - (エ) 各室及び金庫（事務室内1か所）の施錠
  - (オ) 建物、設備等の破損及び不良箇所の有無
  - (カ) 火災、盗難等の事故の有無
- (2) 受託者は、前記(1)による方法で火災・盗難等の事故を発見した際には次の措置を行うこと。
  - (ア) 対象施設内の安全を確保するための措置
  - (イ) 委託者への報告
  - (ウ) 警察、消防署等への連絡

## 9. 警報機器の保守管理

- (1) 受託者は、前記6に定める警報機器に関し、毎日正常に作動しているか確認するとともに、毎月1回以上の保守点検を行うこと。
- (2) 受託者は、警報機器の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を

講じること。

## 10. 費用の負担

- (1) 受託者は、前記6に定める警報機器設置に要する一切の費用を負担すること。
- (2) 受託者は、委託者に設置した警報機器の工事配線について、契約期間中における業務遂行に支障が生じた場合は、自らの負担により補修すること。
- (3) 委託者は、前記(1)及び(2)にかかわらず、契約期間中、自らの責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。
- (4) 受託者は、契約終了後、又は中途解約時において、前記6に定める警報機器・部品の撤去に要する一切の費用を負担すること。

## 11. 提出書類

受託者は、下記のとおり業務実施状況を報告書にまとめ、委託者に提出すること。

- (1) 機械警備及び巡回警備に関する業務実施状況（毎日提出）
- (2) 警報機器の保守点検結果（月1回提出）

## 12. 環境負荷低減に関する事項

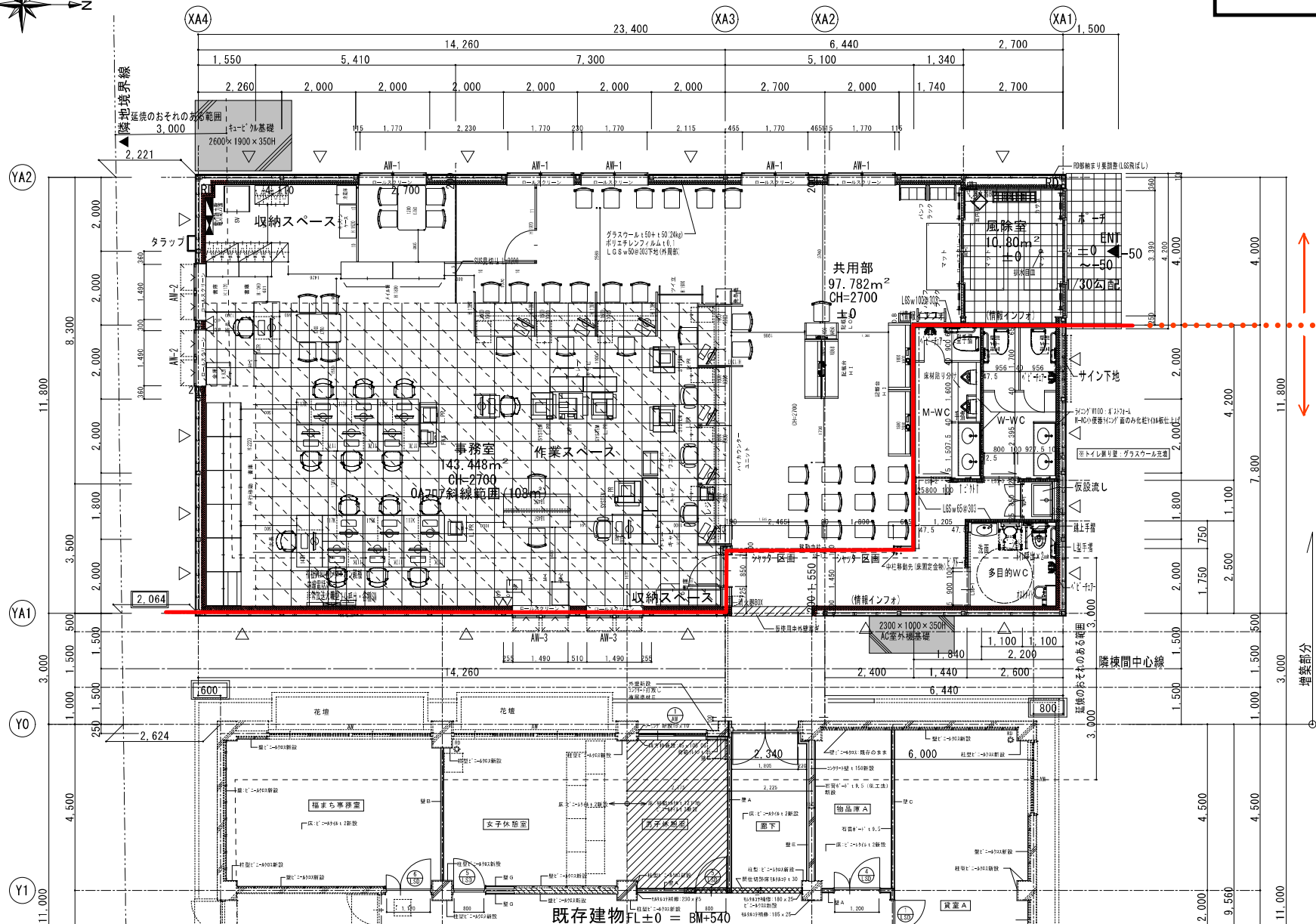
本業務においては、本市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、次の取組をはじめとした環境負荷低減に努めること。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 13. その他

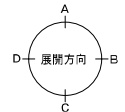
- (1) 受託者は、業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。
- (2) 受託者は、本契約の目的のため、委託者から預託された鍵は、自らの責任のもとに厳重に管理するとともに複製を行わないこと。また、契約終了後直ちに委託者に返却すること。
- (3) 委託者と受託者は、この仕様書に定めのない事項について、相互に協議調整し、改善を図るものとする。

増築棟：平面図



増築棟エリア

既存棟エリア



既存建物FL±0 = BM+540

訂正事項	年月日	担当

工事名称 緑路出張所庁舎増築事業	受領印
図面名称 平面詳細図	縮尺 A3 1/100
作成年月日 2021・10・29	依頼番号 700-039
図面番号 A-15	年月日











